

申告の準備はお早めに

■申告に必要な主な書類など

町の申告会場で確定申告をされる方は、利用者識別番号が必要です！

国税庁が発行した16桁の利用者識別番号が必要となりますので、取得されていない方は
事前取得にご協力ください。

利用者識別番号の取得▶



主な所得の計算 に必要な書類	給与、公的年金など	源泉徴収票（原本）
	事業所得、不動産所得、 農業所得など	収支内訳書 ※あらかじめ作成してご提出ください。
主な控除の計算 に必要な書類	社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・ 任意継続保険料などの支払額の証明書や領収書
	生命保険料控除 地震保険料控除 (旧長期損害保険料控除)	保険会社発行の保険料控除証明書
	医療費控除	医療費控除の明細書 (医療費控除の明細書の作成に必要な令和3年中の領収印がある医療 費の領収書または医療保険者から交付を受けた医療費通知書、生命保 険などで補てんされた金額が分かる書類) ※あらかじめ合計額を計算してください。
	医療費控除の特例 (セルフメディケーション 税制)	セルフメディケーション税制の明細書 (「セルフメディケーション税制の明細書」の作成に必要な令和3年中の 特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費、生命保険などで補 てんされた金額、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組み を行ったことを明らかにする書類) ※あらかじめ合計額を計算してください。
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 令和3年12月31日現在65歳以上の方で要介護認定を受け、一定以上 の障がいがあると認められる方は、健康介護課へ申請し発行された認 定証。
その他の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の還付を受ける場合は、申告者名義の金融機関口座番号のわかるもの ・マイナンバーカードなど申告者の本人確認ができるもの ・扶養親族がいる方は、その方のマイナンバーのわかるもの ・国税庁が発行した16桁の利用者識別番号がわかるもの(番号がわかればメモでもかまいません) 	

■マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の提示（写しの添付）

申告書には申告者本人とその扶養親族のマイナンバー（12桁）の記載が必要です。また、申告書の提出の際には申告者本人の確認書類（番号確認と身元確認）の提示または写しの添付が必要です。

○マイナンバーカードをお持ちの方	→	マイナンバーカードのみ
○マイナンバーカードをお持ちでない方	→	番号確認書類 + 身元確認書類
番号確認書類 (本人のマイナンバーを確認できる書類)	+	身元確認に必要なもの (記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)
<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・住民票(マイナンバーの記載があるものに限る)の写し などのうちいずれか1つ		<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・公的医療保険の被保険者証 ・身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ
※昨年添付されていても申告の際には毎回必要となります。		